

平成29年度 公益財団法人那須塩原市農業公社事業計画書

I 基本方針

公益財団法人那須塩原市農業公社は、栃木県那須塩原市において農地利用集積田滑化事業その他担い手の確保・育成等農業構造の改善に関する事業を行い、農業の生産及び販売基盤を強化し、農業の振興及び消費者への食の安定供給を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 農地利用集積田滑化事業
- (2) 農業者研修育成事業
- (3) 認定農業者育成事業
- (4) 農林業施設の管理運営事業
- (5) 都市農村交流促進事業
- (6) 農業情報の収集、分析及び提供事業
- (7) 地域農産物の研究開発及び商品化
- (8) シルバーファーマー事業（無料職業紹介事業含む）
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

II 実施計画

1 農地利用集積円滑化事業【公1】

①農地所有者代理事業・農地売買等事業

担い手の経営規模の拡大や優良農地の保全、農用地の集積による効率的利用の促進を図るため、経営規模縮小農家及び兼業農家等から委任を受けてその者を代理して農用地を認定農業者等の規模拡大農家に対し貸付けを行う「農地所有者代理事業」、農用地を借受けて認定農業者等に貸付けを行う「農地売買等事業」を実施して市内農用地の集積を図る。なお、当公社が公益財団法人であることを踏まえ、公益性のある事業の比率を高めるため、農地売買等事業を積極的に推進する。

②農地中間管理事業

担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるべく法制化された農地中間管理機構においては、事業の実施主体である栃木県農業振興公社から農地の貸借業務と特例事業である売買業務の一部を受託して、農地利用集積円滑化事業と並行しながら、市内における農地の更なる集積および集約化に向けた取組を実施する。

また、農地中間管理事業は、人・農地プランの内容を尊重して行うとすることから、プランの実効性を高めるとともに、新たな農地の出し手と機構からの借受け希望者の掘り起こし及びマッチングなど、事業推進員を活用した機動的な利用集積活動も引き続き実施する。

③機構集積協力金推進事業

農地中間管理機構への農地の出し手に対する支援策である機構集積協力金については、農地貸借の相談時においても交付金の受給の可否が要となるため、制度を常に正確に把握し、要件の確認や調査業務等を適正に実施する。加えて交付金給付申請書の作成指導業務についても、関係機関と連携を密にしながら適正に実施する。

◎農地利用集積計画

(面積：ha)

内 容	区分	件数	面積計	田	畑
農地所有者代理事業	新規	55	58.4	46.4	12.0
	更新	192	212.0	152.0	60.0
農地売買等事業	新規	70	36.0	31.0	5.0
	更新	72	52.1	36.3	15.8
農地中間管理事業（貸借）	新規	50	68.2	62.2	6.0
農地中間管理事業（売買）	新規	18	25.2	8.6	16.6
計		457	451.9	336.5	115.4

◎機構集積協力金

内 容	件数	金 額
経営転換協力金	30	12,250千円
機構集積協力金	20	2,565千円

◎取り扱い賃借料（売買等事業）

金 額
41,100千円

2 農業者研修育成事業【公1】

①講演会、研修会の受講及び開催支援

経営管理能力の向上や農業農村の活性化、農業の持続的発展を図るため、時期に適した有益かつ有効な最新の情報や技術習得の場を農業者に提供すべく、講演会、研修会、講習会等を開催する。

②農業者海外研修派遣

今後見込まれる農産物等の貿易自由化に向けた生産性の効率化や、農業の大規模化等国際化の進展に対応できる優れた担い手を育成するため、次世代の青年農業者を対象とした海外派遣研修事業を実施する。

◎派遣研修生：短期研修生3名、長期研修生1名

③農村生活研究グループ協議会活動支援

市内の女性農業士や女性認定農業者等で構成する農村生活研究グループ協議会への活動支援、事業の開催、市主催の「産業文化祭」への参加、那須地区農村生活研究グループ協議会事業への参加等を行う。

3 認定農業者育成事業【公1】

①農業経営改善計画書の作成支援及び審査

国の施策や支援制度が今後ますます認定農業者等を中心に展開されるものと予想されることから、経営感覚に優れ、効率的かつ安定的に農業経営を目指す中核的農業経営体を認定農業者として誘導し、農業経営改善計画の作成支援を実施する。加えて関係機関と連携を密にしながら、農業経営改善計画の適正な審査に努め、認定農業者の確保及び新規認定農業者の発掘を図る。

◎認定農業者育成目標数

再認定者数	新規認定者数	目標認定農業者数
66	20	660

②認定農業者の育成・支援及び認定農業者の会の運営

認定農業者の資質向上や相互交流、各種情報の周知手段を目的として組織する認定農業者の会の事務局として、先進地視察研修会や地域事業の開催、講演会や農業者大会への参加等、会員が自主的に様々な活動に取り組むことができるよう支援に努める。

③青年等就農計画認定審査及び青年就農給付金承認審査

農業者の高齢化に伴い新たな担い手の確保が急務となる中、農業経営に意欲を持って取り組んでいる農業後継者や青年等就農者の確実な定着と育成を図る。具体策として青年等就農計画書の作成支援と審査を実施し、認定新規就農者に誘導していくほか、計画達成のための施策である青年就農給付金の承認審査業務を関係機関と連携を密にしながら適正に実施する。

◎認定新規就農者目標数 10名

4 農林業施設の管理運営事業【公2】【収1】

①青木ふるさと物産センター管理運営【公2】

青木ふるさと物産センターの指定管理者として、市の地域特産品の紹介及び地域の情報発信を行うとともに、道の駅「明治の森・黒磯」を訪れる人々に憩いの場所を提供するため、適切な維持管理及び運営に努める。

また、平成30年度に道の駅「明治の森・黒磯」がオープン20周年を迎えることから、周年事業としてのイベントを計画し、開催に向けての準備を行う。

②青木ふるさと物産センターにおける収益事業【収1】

那須塩原市から青木ふるさと物産センター内の物産販売コーナーを使用し、市の特産品の販売受託及び牛乳、酒等の仕入れ販売を行う。

③道の駅「明治の森・黒磯」維持管理業務【収1】

市から委託を受け、トイレ、駐車場などの道の駅施設の良好な維持管理に努める。また、訪れる人々に憩いとやすらぎの場所を提供するため、花畑に季節の花を植栽するとともに緑の森を適切に維持管理する。

④とちぎ明治の森記念館（旧青木家那須別邸）維持管理業務【収1】

那須野が原の開拓の歴史を物語るとともに、ドイツの建築技術を用いた貴重な現代建築物として国指定重要文化財である旧青木家那須別邸を適切に管理する。

5 都市農村交流促進事業【公1】

①ふれあい農園管理

都市生活者等との交流を促進し、消費者ニーズ等の情報把握、さらには農業への理解と促進を深めるとともに、市街地農地の有効利用を図るべく、農地所有者の協力の下にふれあい農園を開設し管理業務を行う。

また、新規事業として、農業有識者が農園利用者に栽培方法や相談にその場で応じる出前講座を実施し、利用者の栽培技術の向上や利用拡大を図る。

	黒磯地区	西那須野地区	塩原地区
開設箇所数（区画数）	6（103）	6（179）	2（33）

◎ふれあい農園出前講座：2ヶ所の農園で実施し、3時間程度の内容

②農業体験交流

農村資源を有効活用した都市と農村の交流を行う。具体的な取り組みとして、認定農業者の会との共催による市内の小学生の親子を対象とした農作物収穫体験や、道の駅とその周辺農村を活用したウォークラリーなどを通じて、地元農家との交流を図る。

◎農作物収穫体験：さつま芋掘り、干し芋加工体験ほか5回程度開催

◎ウォークラリー：道の駅「明治の森・黒磯」を起点に、周辺を散策する
ほかに、地元農家の訪問等を通じて交流を図る。

6 農業情報の収集、分析、提供事業【公1】

農業関連の情報の収集、分析及び提供を行い、農業経営の改善を推進する。

また、栃木県、那須塩原市、農業関係機関・団体等との連携を密に行い、農用地や農業全般の情報、講演会、研修会等開催周知の情報等を市の広報、チラシ等の配布、ホームページにより広く提供を行う。

7 地域特産物の研究開発及び商品化に関する事業【公1】

地域の資源を活用した特産品を開発するための調査研究を行い、農産物の付加価値を高め、農家所得の向上と農村の活性化を図るため次の事業を行う。

- ①地元農産物を使用した特産品の試作、研究開発
- ②地元農産物及び加工品を活用したギフト
- ③市ふるさと納税のお礼品の販売

8 シルバーファーマー事業【公1】

農業に関心がある市民を対象に、園芸作物を中心に圃場での学習や机上研修

を通じて生産技術の習得を図るべく、シルバーファーマー養成支援塾を開講する。また、養成支援塾修了者はシルバーファーマーとして人材登録バンクに登録し、同時に生産技術を持った労働者の労働力を確保したい農業者は、シルバーファーマー活用登録バンクに登録することで相互に情報提供を行い（マッチング）、雇用契約の締結を図る。併せて、今後新規就農を考えている人や農業生産法人等への就職、生きがい作りとして農業へかかわっていききたい人などが農業技術を学ぶ場とする。

無料職業紹介事業所としてシルバーファーマーの人材活用を推進し、積極的なマッチングを行い、農業経営の安定、生産性の向上等の地域農業の活性化を図る。

①シルバーファーマー人材育成目標

募集人員	シルバーファーマー 人材登録予定者	シルバーファーマー 人材登録者 (H23～28)
20名	20名	121名

②マッチング目標件数

シルバーファーマー 活用登録農家	マッチング件数
10件	10件

9 その他目的達成に必要な事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業の推進を図る。

①公益法人制度の適正な事務の推進

(1) 遵守事項

事業運営において、公益目的事業の収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額保有制限、寄附募集の禁止行為、収益事業等の区分経理、役員等報酬等の支給基準等を遵守する。

(2) 情報開示

公益を増進する公益法人として、社会に対する情報開示が求められるため、毎事業年度の事業報告、財産目録、役員等名簿、理事・監事及び評

議員に対する報酬との支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動状況の概要等に関する書類を作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に備え置く。また、ホームページにて情報を開示する。

(3)事業報告等

毎事業年度経過後3か月以内に（事業計画書、収支予算書等の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに）、財産目録等を行政庁（栃木県経営技術課）に提出する。

②その他目的達成に必要な事業の推進